

承認第3号

専決処分の承認（読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を求
めることについて

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年読谷村条例第7号）
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めま
す。

令和8年4月24日提出

読谷村長 伊 波 篤

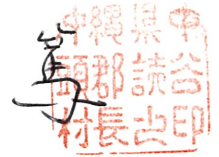


読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

読谷村長

伊波 幸



読谷村条例第7号

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

読谷村国民健康保険税条例（昭和47年読谷村条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「介護保険法」に、「介護納付金」という。）を「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被

保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「、第7条の2」を「、第7条の2、第9条の6」に、「第3号、第7条の2」を「第3号、第7条の2、第9条の6」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に、100分の0.27を乗じて算定する。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、1,100円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について、100円とする。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第21条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「並びに同条第4項」を「同条第4項」に、「の合算額とする」を「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額とする」に改め、同項第1号に次のように加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 770円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
 - (イ) 特定世帯 280円
 - (ウ) 特定継続世帯 420円

第21条第1項第2号中「法703条の5第1項」を「法第703条の5第1項」に、「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 550円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円
 - (イ) 特定世帯 200円
 - (ウ) 特定継続世帯 300円

第21条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように

加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 220円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円
 - (イ) 特定世帯 80円
 - (ウ) 特定継続世帯 120円

第21条第2項に次の1号を加える。

- (3) 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円

第21条第3項中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額は」に、「及び被保険者均等割額から」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に、「及び同条第4項ただし書」を「、同条第4項ただし書及び同条第5項ただし書」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月

数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項中「第8条」を「第8条、第9条の3」に改める。

附則第7項中「第21条の」を「第9条の3及び第21条の」に改める。

附則第8項及び第9項中「第8条」を「第8条、第9条の3」に改める。

附則第10項及び第11項中「第6条、第8条」を「第6条、第8条、第9条の3」に改める。

附則第12項及び第13項中「第8条」を「第8条、第9条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の読谷村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。